

## 特別養護老人ホーム塩釜こころの樹翔裕園利用料金表

	介護サービス費 (1日・保険対象)	各種加算 (保険対象)	食費 (1日)	居住費 (1日)	1ヵ月あたりの 利用料金目安 (30日)
要介護1	682 円	+ 別記 +	1,900円 +	2,066円 × 30 =	139,440 円
要介護2	753 円				141,570 円
要介護3	828 円				143,820 円
要介護4	901 円				146,010 円
要介護5	971 円				148,110 円

※介護保険負担割合が1割の方の場合です。各種加算については、別紙で目安をご確認ください。

※その他、日常生活に係る費用が必要な場合、同意を得て請求させていただきます。

※所得段階別の利用料金については別紙のとおりです。

## ◆各種加算（1日または1回・保険対象）

※入居者の状態や施設の職員配置等により加算される場合がある主な加算項目です。利用料金は、介護保険負担割合が1割の方の場合です。

項目	利用料金	項目	利用料金	項目	利用料金
初期加算	30 円	栄養マネジメント強化加算	11 円	科学的介護推進体制加算 ※1	40 円
安全対策体制加算	20 円	療養食加算	6 円	配置医師緊急時対応加算Ⅰ	325 円
看護職員体制加算Ⅰ	12 円	経口維持加算Ⅰ ※1	400 円	配置医師緊急時対応加算Ⅱ	650 円
看護職員体制加算Ⅱ	23 円	経口維持加算Ⅱ ※1	100 円	配置医師緊急時対応加算Ⅲ	1,300 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円	個別機能訓練加算Ⅰ	12 円	看取り介護加算Ⅰ 1	72 円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円	個別機能訓練加算Ⅱ	20 円	看取り介護加算Ⅰ 2	144 円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円	ADL維持等加算Ⅰ ※1	30 円	看取り介護加算Ⅰ 3	680 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	ADL維持等加算Ⅱ ※1	60 円	看取り介護加算Ⅰ 4	1,280 円
若年性認知症受入加算	120 円	自立支援促進加算 ※1	300 円	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※2 円
日常生活継続支援加算	46 円	外泊時費用	246 円		

※1:1ヵ月あたりの加算額です

※2: (1ヵ月あたりの介護サービス費+各種加算減算)×14.0%

## ◆加算の説明

※下記の条件を満たした場合に加算させていただきます

項目	説明
初期加算	入居されてから最初の30日間に加算されます。入居後一ヵ月以上の入院後に再入居された場合に30日間加算されます。
看護職員体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している施設に加算されます。
看護職員体制加算Ⅱ	①看護師が入居者25人または端数を増すごとに1人以上配置。 ②最低基準を1人以上上回って配置していること。 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保していること。 以上3つの要件に該当している場合に加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜間の職員配置で基準を上回る配置を行っている際に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症の入居者が50%を超え、専門的な研修を修了した職員や看護師を配置し技術的な指導の会議を実施している場合等に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅱ	上記に加え、認知症介護指導者養成研修を修了している職員による施設全体への指導や研修計画に基づく研修を実施している場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症・心理症状のため緊急な入居が適当であると判断し入居した場合に、7日を限度として加算されます。
若年性認知症受入加算	若年性認知症と診断された方を受け入れ、本人や家族の希望に沿った介護サービスを提供した場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	栄養士等を配置して、他職種の者と共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとに食事の調整等をした場合に加算されます。
療養食加算	処方箋に基づいた療養食を提供した場合に加算されます。
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入居者の口腔ケア・マシ Mに係る計画を作成している場合に加算されます。
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合に加算されます。 (口腔衛生管理体制加算を算定していることが条件)
経口維持加算Ⅰ・Ⅱ	摂食機能障害があり誤嚥が認められる入居者に対して他職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、その計画に沿った管理を行った場合に加算されます。 経口維持加算Ⅰ：著しい誤嚥が認められるもの(造影撮影または内視鏡検査により判定) 経口維持加算Ⅱ：誤嚥が認められるもの
個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	看護職員、介護職員、その他の職種が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、機能訓練を行った場合や計画の内容等を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
日常生活継続支援加算	施設入居者のうち、介護度の高い方や認知症の方の割合が多く、それに対し規定数以上の介護福祉士が配置されている場合に入居者全員に加算されます。
ADL維持等加算Ⅰ・Ⅱ	入居者の日常生活動作(ADL)の維持もしくは改善の度合いを一定水準以上に保つ取り組みをした場合に加算されます。
外泊時費用	入居後に入院、または外泊された場合に最大12日間加算されます。
自立支援促進加算	医師が入居者ごとに自立支援のために必要な医学的評価を入居時に行う及び自立支援計画等の策定等に参加しているなどの要件を満たした場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	入居者ごとのADL値、栄養状態、認知症の状況、心身の状況等を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
配置医師緊急対応加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	配置医師が施設の求めに応じて勤務時間外早朝・夜間または深夜に施設を訪問し入居者の診療を行った場合に加算されます。 配置医師緊急対応加算Ⅰ：配置医師の勤務時間外 配置医師緊急対応加算Ⅱ：早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00) 配置医師緊急対応加算Ⅲ：深夜(22:00~6:00)
看取り介護加算Ⅰ(1~4)	医師が終末期であると判断した入居者に対して医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら、看取り介護を行った場合に加算されます。 看取り介護加算Ⅰ(1)→死亡日以前31日以上~45日以下 看取り介護加算Ⅰ(2)→死亡日以前4日以上~30日以下 看取り介護加算Ⅰ(3)→死亡日以前の2日又は3日 看取り介護加算Ⅰ(4)→死亡日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です。